

令和5年度第2回 東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会 会議録

日時 令和6年3月18日(月)

場所 東御市役所2階第3委員会室

時間 午後1時15分～2時30分

○主催者(事務局):教育委員会事務局教育部生涯学習課文化財係

○出席者 出席委員:宮下知茂会長、関理委員、藤田弘道委員、滝澤篤委員、茂木裕之委員、橋本俊彦委員

欠席委員:梅干野成央委員

事務局:教育次長 柳沢秀夫 生涯学習課長 柳沢眞由美、文化財係長 渋谷隆志

主査 山内智晴

○討議内容及び経過 個人情報、他団体の未確定情報に係る部分につきましては、公表を控えさせていただきます。

1 委嘱書交付

2 開会(略)

3 あいさつ(略)

4 自己紹介

5 役員選任 会長 宮下 知茂委員 副会長 関 理委員

今回、令和6年2月1日から令和8年1月31日の2年間の任期とする審議委員を7名委嘱した。会長、副会長についてそれぞれ互選した。

6 報告案件

(1) 令和5年度国庫補助事業の進捗状況について

説明要旨

今年度の修理対象物件は当初5件であったが、昨年設計時に比べ人件費、資材費等の値上がりにより、〇〇家土蔵の事業費が設計額を上回ってしまった。そのため、同じ〇〇家土蔵の塀集計事業の国庫補助を取り下げ、補助額を土蔵に振り返る計画変更申請を文化庁に行い、承認された。〇〇家土蔵の塀は、市単独補助事業とした。そのため、国庫補助事業は4件となっている。残りの3件についても、工事に着手したところ設計時には想定できなかった構造の腐朽、資材高、職人不足等の要因で事業費の増減が生じており、連動して補助金額の増減も生じている。国、県にも相談しながら、予算の枠内で補助金額の変更を行っている。

委員からの質疑・意見 無し

(2) 現状変更行為の許可状況について

説明要旨

令和6年3月18日時点の現状変更行為許可申請の状況を報告した。

委員からの質疑・意見 無し

7 審議事項

(1) 令和6年度国庫補助事業による修理事業について

説明要旨

8月の第1回審議会で説明した内容と比べ、1件減って4件となっている。〇〇家土蔵修理は令和5年度からの継続事業、同じく〇〇家の物置修理は次年度以降に変更した。□□家の主屋は令和4年からの継続事業、◇◇家の土蔵修理は初めての修理である。△△家の長屋門修理は前回の修理は平成6年である。

すべて、昨年9月の文化庁調査官に現地確認をしてもらっている。

委員からの質疑・意見①

〇〇家土蔵の壁の修理について、隣接の物置は次年度以降工事に変更したとのことである。修理する土蔵の壁に腰板を設置するが、隣接する物置の瓦屋根より高い位置まで施工する計画となっている。そうすると、物置の屋根を修理する際に、修理した土蔵の壁と接している部分を再び一部壊さなくてはならなくなるが、良いのか。

事務局

設計士と施主に伝えます。

委員からの質疑・意見②

◇◇家の土蔵は屋根瓦の修理だが、片面だけの修理である。片面だけの修理で棟瓦まで交換すると、反対側の片面を修理する際に、高さが合わなくなる恐れがある。

棟瓦は変えずに、屋根瓦だけの修理ではどうか。

事務局

設計士と施主に伝えます。

宮下会長

それでは皆さん、よろしいか。

一同異議なし。

(2) 特定物件の追加について

説明趣旨

令和5年9月の文化庁調査官の現地指導で、追加相当の建物であるとの内諾をいただいている物件である。家人の聞き取りと現況から、建築年は明治と推定される。所有者は、特定物件に追加することで、補助事業を活用しての修理を計画している。追加に向け、建築士に測量を依頼し、図面を作成した。

委員からの質疑・意見無し 追加の手続きを進めることとした。

8 その他

令和6年4月の組織改正により、教育委員会事務局教育部生涯学習課文化財係の業務は、企画振興部文化・スポーツ振興課文化振興係の所管となることを説明した。

9 閉会